農地法第3·4·5条申請添付書類

◎印は必須書類

○印は必要に応じて

申請書提出前に再度確認し、「要否」欄にチェックを入れてください。

		定田削に円及傩祕し、「安台」 懶にて	3条	3条	4条	5条	5条	
番号	要否	書 類 名	0 **		4 7			備考
•	1			法人		個人	法人	
1		申請書	0	0	0	0	0	3条は1部、4・5条は原本1部、写し1部提出。
2		地元農業委員確認書	0	0	0	0	0	地元農業委員が申請内容及び現地を確認
3		土地の登記簿謄本(登記事項証明書)	0	0	0	0	0	申請日3ヶ月以内の原本。(法務局)
4		字図	0	0	0	0	0	申請日3ヶ月以内の原本。
5		位置図	0	0	0	0	0	住宅地図等を利用。
6		現況写真	0	0	0	0	0	申請地の現在の状況がわかる写真(必要に応じて)
7		申請地の平面図(土地利用計画図)			0	0	0	排水経路等を記入し土地利用の目的を明確に。
8		申請地の断面図			0	0	0	構造物や排水が分かるように。
9		建物又は施設の平面図			0	0	0	建築面積等を記入。
10		建物又は施設の立面図			0	0	0	必要に応じて添付。2000 m ³ 以上の転用の場合は必要。
11		承諾書			0	0	0	隣接耕作者。里道、水路管理者(区長等)
12		確約書	0	0				耕作目的での農地取得の場合。(貸借を含む)
13		工事見積書			0	0	0	申請日3ヶ月以内の原本。消費税を含む金額を記載。
								都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外
14		選定理由書			0	0	0	の農地は必要。
								証明年月日は申請月の日付であること。
15		資金証明書(残高又は融資)			0	0	0	ただし、申請が締切日から末日までの場合は、翌月の記
		Q显血切目 ()及时入15届及/						明とする。原本を提出する。500万円以下は不要。
16		住民票	0		0	0		武雄市外に居住している場合。
17		戸籍の附票	0		0	0		登記簿上の住所と現住所が異なる場合。
18		求積図			0	0	0	一筆の一部を分筆せず一時転用等する場合。
10		水恒						無断転用の場合、始末書は自署で押印し、写真は全景で
19		始末書及び現況写真			0	0	0	撮影方向を配置図に記す
20		事業計画書	0	0	0	0	0	必要に応じて添付。
21		事業計画書(資材置場)			0	0	0	必要に応じて添付。1000 ㎡以上の転用はの場合は必要
22		事業計画書(建売分譲住宅)			0	0	0	建売分譲住宅の場合は必要。
23		過去の宅地・建売分譲の進捗状況			0	0	0	過去3年間の県内の農地転用許可分。
24		借入金返済計画書			0	0	0	過去も平向の景色の最地転用所引力。
25					0	0	0	取む 排むについて目会を再せて担人
26		水利権者の同意書	0	0	0	0	0	取水、排水について同意を要する場合。 仮登記権が設定されている場合。譲受人の場合不要。
		仮登記権者の同意書	0	0				
27		土地改良区の意見書			0	0	0	土地改良区域内にある場合。
28		通行承諾書			0	0	0	申請地へ行くため他人の土地を利用する場合。
29		他法令許認可申請書の写し	1		0	0	0	関係機関の受付印があるもの。
30		法人の定款又は寄付行為の写し	1	0			0	distance and the second
31		法人の登記簿謄本	ļ	0			0	申請日3ヶ月以内の原本。
32		宅地建物取引業免許証の写し	ļ		0	0	0	建売分譲住宅、宅地分譲である場合。
33		耕作者の同意書又は農地法第18条	0	0	0	0	0	 賃借権等に基づく耕作者がいる場合。
		第6項による合意解約書の写し				_		
34		総会の議事録			0	0	0	法人格のない団体が申請する場合。
35		地縁団体台帳	0	0	0	0	0	地縁団体の場合。
36		農地復元確約書			0	0	0	一時転用の場合。
37		貸駐車場予定者名簿			0	0	0	駐車場台数の概ね7割以上。
38		賃貸契約書(写)				0	0	必要に応じて添付。
		組合員名簿又は株主名簿の写し		0				農業生産法人で、法人形態が農事組合法人

※法人が3条申請する場合の添付書類は、これ以外にも必要になりますのでご相談ください。

農地法第4条・第5条(農地の転用)の申請事務処理の流れ

① 申請締切日 毎月 20日 (休日の場合は前日 *内容によっては事前協議が必要)

 ② 市農業委員会「総会」
 翌月
 5日
 頃

 ③ 県知事進達
 8日
 頃

 ④ 県常任会議
 28日
 頃

 ⑤ 許可書交付
 毎月
 5日
 頃

なお、 $2\sim4$ haの申請の場合は、農政局との協議となるため、上記より期間を要します。 また、4 ha以上の申請の場合は、国の許可となるため、佐賀県農山漁村課が窓口となります。

 ◎問合せ先
 武雄市農業委員会事務局
 TEL0954-23-9245
 FAX0954-23-3816

 佐賀県農山漁村課
 TEL0952-25-7123
 FAX0952-25-7284

[※]本人以外での申請は、委任状(武雄市作成様式)が必要になります。